

都市計画法第34条第11号及び同条第12号の立地基準

目次

■開発許可制度の権限移譲に伴う阿南市の市街化調整区域の 立地基準について	1
■地域別の利用区分の対応する土地利用の種類	5
法第34条第11号及び第12号の条例区域総括図	7
条例区域から除外される区域図	8
1. 条例宅地（別表第1の1の項）	9
2. 田園集落地区（別表第1の2の項）	11
3. 田園居住地区（別表第1の3の項）	15
4. 産業誘導地区Ⅰ型（別表第2）	21
5. 産業誘導地区Ⅱ型（別表第1の4の項）	24
6. 幹線道路沿道Ⅰ型（別表第1の5の項又は別表第3）	29
7. 幹線道路沿道Ⅱ型（別表第5）	41
8. 観光系誘導地区沿道型（別表第4）	50
建築基準法別表第2	53